

## 狭あい道路とは？

都市計画区域内(一関地域、千厩地域及び東山地域の各一部)にある建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接するよう、建築基準法(昭和25年法律第201号)で定められています。

昔(基準時)から幅員が4m未満の道沿いに建ち並んでいた建築物の救済措置として、基準時以前から建物の建ち並びがあり、幅員1.8m以上4m未満の道で、特定行政庁(一関市)が指定した道を“**狭あい道路**”(建築基準法第42条第2項の道路・みなし道路)と呼びます。

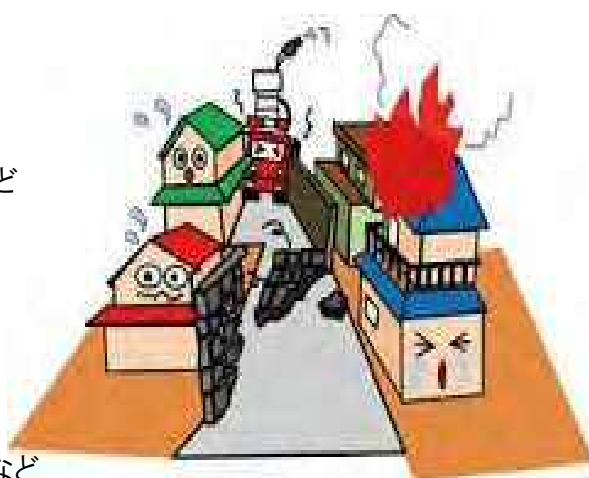
## 狭あい道路に潜む問題点とは？

### 緊急時・災害時には……

- 緊急車両(消防車、救急車など)が入れない
- 火災時に延焼が広がりやすい
- 塀などが倒壊し、避難路が塞がれる恐れがある など

### 日常生活の場面でも……

- 人や自転車の通行が危険
- 車両のすれ違いが困難になる
- 駐停車のたびに渋滞を招く
- 清掃車の通行や収集作業が困難になる
- 介護サービス等を利用する高齢者の送迎に支障 など



## 狭あい道路に接している敷地はどうすればいいの？

狭あい道路の中心線から2m後退した線を道路境界線とみなします。(※道の対面地が線路や川などの場合は、対面地の境界線から4mの線を道路境界線とみなします。)

道路内には建築物や工作物(塀、門及び擁壁など)は造れないため、道路後退用地にあるものは、増築や建て替えなどの時に後退する必要があります。その道に接する全ての敷地で行えば、将来的に幅員4mの道路になるため、狭あい道路に潜む問題が解消されます。

なお、後退した敷地の所有権は変わらないため、道路としての管理義務は土地の所有者にあります。

詳しくは、一関市建設部都市整備課建築指導係(☎21-2111 内線 8537)にお問い合わせください。

